

予防接種法が改正に

風しん予防接種は、平成6年の予防接種法改正で、7歳6カ月未満の幼児期に行うことになりました。

しかし、法改正時に対象にならなかった年齢の人の接種率が全国的に低く、女性が妊娠中に感染すると、先天性風しん症候群の患者が増加するのではないかと心配されています。風しんの流行を防ぐために、男性も接種を受けることが必要です。

本市では昨年まで、中学2年生を対象に、風しん抗体検査（血液検査）の結果抗体のある人には予防接種を実施しませんでした。今回の法改正で今までに接種を受けていない人が対象となります。

なお、現在妊娠の可能性のある人は、接種を見合わせてください。

風しん予防接種申込書

対象＝昭和54年4月2日から62年10月1日
までに生まれた人

住所

氏名

(旧姓)

生年月日

電話番号

国保加入者と老人医療受給者

医療費をお知らせします

国民健康保険（国保）加入者と老人医療受給者に、医療費を通知します。これは、貴重な医療費を有効に使うためにも、健

康の大切さを認識し、健康管理に心掛け、健康づくりに取り組んでもらうためのものです。なお、老人医療費を受給して

いる人には、老人医療費通知でお知らせします。

□通知時期

国保加入者への通知は一回目を六月初旬、以後二カ月ごとに年六回行います。老人医療受給者へは一回目を六月下旬、以後三カ月ごとに年四回行います。

□通知内容

国保加入者には、受診者の世帯ごとに世帯主あてに、医科の入院と外来、歯科の入院と外来、調剤（薬局）、療養費に区分し、受診者名・診療年月・診療区分・日数・医療機関名・医療費（保険診療分の総額）を通知します。

老人医療受給者には、受診者一人ひとりに、医科の入院と外

来、歯科の入院と外来、調剤、柔道整復、訪問看護、はりきゅうマッサージに区分し、医療機関などの名称・診療年月・診療区分・日数・医療費の額を通知します。

□診療時には保険証などを提示

国保加入者が診療を受けるときは、必ず保険証を医療機関の窓口へ提示してください。

また、老人医療受給者が受診するときは、保険証・健康手帳・医療受給者証を必ず医療機関の窓口へ提示してください。

□老人医療受給者が転入したときなどは届け出を

老人医療受給者で、次の場合は、市役所2階国保年金課4―

A窓口へ早めに届け出をしてください。

転入したとき（保険証を用

意） 転出、転居するとき（老人医療受給者証を用意） 加入している医療保険証が変わったとき（老人医療受給者証、保険証を用意、治療時は病院などにも届け出が必要） 死亡したとき（老人医療受給者証を用意） 交通事故で治療を受けるとき（保険証、老人医療受給者証、交通事故証明書、印鑑を用意）

○：国保加入者への通知についての問い合わせは国保年金課890―6249へ、老人医療受給者への通知については同課890―6253へ。



仲間と楽しい語らい